

性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を

第5回 女性弁護士が弁護士を続けるための支援を

—— 大谷恭子会員に訊く

聞き手：男女共同参画推進本部委員 大庭 秀俊 (61 期)

登録間もないころから、子育てをしながら、差別事件や死刑事件等の困難な事件にあたってきた大谷恭子会員(30期)に、お話をお聞きしました。

修習、就職から独立まで

3人の子育てとともに歩んだ弁護士生活

私は、1978年に30期で弁護士登録しました。私の時から、女性の合格者が増え始め、女性法曹の地位について議論が活発化しだしたころでした。司法研修所で教官が、女性修習生に対して、「能力を腐らせて家族の肥やしになることを考えろ」などと発言して問題になったのも、私が修習生の時でした。

私には、長男、次男、長女と3人の子供がいます。長男は、裁判修習中に産まれました。修習は何とか終えましたが、就職については大変苦労しました。面接の時に、「第二子はしばらく産まないよね」などと聞かれて嫌な思いをしたことを覚えています。こういった就職差別は私が修習生の頃から問題になっていたはずなのに、未だに改善されていないと聞いて、たいへん嘆かわしく思っています。

その後なんとか就職先が見つかりましたが、次男を年子で妊娠し、出産しました。2年目に事務所を移って「ノキ弁」になったりして、経済的にはまったく安定しませんでした。弁護士業務も永山則夫さんの事件など困難な刑事事件や差別事件を多数抱えながらの子育てでした。もっとも、実母や保育園などの支援が得られましたので、子育てについては、当時では恵まれたほうだったと思います。

弁護士5年目に独立して、10年目に長女が産まれました。長女の時は、子育てに時間をとるため水曜日を中休みにしようと決めて、しばらくやっていましたが、やはり忙しさから2年で挫折してしまいました。

こんな話を聞くと、より弁護士を巡る状況が厳しくなっている、いまの若い方たち、特に女性は、家庭を

持ちながら弁護士を続けていくことは、やはり厳しいと感じるかもしれません。でも、妊娠・出産などのライフイベントをきっかけに、キャリアのある弁護士がやめてしまうのは本当にもったいないと思います。

女性弁護士がキャリアをあきらめないよう 弁護士会はできる限りの支援を

いま、地方自治体や企業などは男女共同参画を進めていて、特に女性弁護士の協力を求めています。そういった諸団体に対して、弁護士会が推薦をする制度を作るなどして、女性弁護士が弁護士を続けていくことを、弁護士会として支援していただきたいと思います。

子育てについても、成長は待ってくれないけど、子どもは親のことを待っていてくれるものだと思います。たくさん遊びに連れて行ってあげられるわけではなく、そこについては申し訳なく思っていますが、例えば子どもが寝る前、午後10時までに帰宅して、本を読んでもあげてを日課にしたり、朝は保育園に送っていくときにできるだけ話をするようにしたり、限られた時間のなかで、できるだけ濃い関わりをしようと心がけていました。

最近は、家事に関わる男性が増えてきましたが、やはり育児や介護などのライフイベントの負担を負うのはまだまだ女性が多いです。女性弁護士がそのためにキャリアをあきらめなければならないのは本当にもったいなく、何としても続けてほしいと思います。弁護士会には、そのために、できる限りの支援をしていただきたいと思います*。

(構成：大庭 秀俊)

*編集部注：当会の「出産や育児に関する支援制度」については、以下の会員サイトを参照
<https://www.toben.or.jp/members/kenkou/shussan.html> 会員サイトのトップページ>健康とくらし>出産や育児に関する支援制度